

女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

鈴木ヘルスケアサービス株式会社 （彦根市、医療・福祉業）

を認定しました（認定段階3での認定となります）。



■■認定企業の取組紹介■■

○採用に関する取組

- ・離職理由のアンケート調査の結果、勤務環境への不満があった。そのため、子連れ出勤を可能とし、時間単位の休暇制度を整備する等、子育て世代が働き続けやすい環境整備に取り組み、アピールしている。

○継続雇用に関する取り組み

- ・育児休業の取得率は毎年 100%
- ・休業中も社内の情報を共有し復帰しやすい環境作りに務めている
- ・年に 1 回以上、社長との個人面談を実施し、スタッフ個別の状況把握と問題の解決に努めている
- ・勤続 10 年、20 年スタッフには表彰と祝い金支給を実施しモチベーションアップにつなげている

○長時間労働是正のための取組

- ・管理職が率先して定時帰社の意識付けを徹底し、全社員が定時で帰る雰囲気づくりをしている。
- ・研修などで時間外勤務が発生する場合は、早退などで振り替えられるように努めている

○管理職比率に関する取組

- ・社外研修受講者が社内研修を実施することで社員同士での知識習得に努めている。
- ・資格取得のための講座受講や参考書の費用を全額会社負担とし、勉強しやすい環境にしている。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・過去の在籍者からの個々の家庭事情の相談にのり、正社員としての再雇用を促進している。
- ・子育て世代が働き続けやすい環境整備に取り組み、中途採用者を正職員として積極的に採用している

■■認定企業よりメッセージ■■

このたび「えるぼし認定（三つ星）」をいただけたことを大変光栄に思います。

私たちは、職員一人ひとりが安心して働き続けられる環境づくりこそが、利用者の皆さまへの質の高いサービスにつながると考えています。これからも、子育て世代をはじめ多様な人材が活躍できる職場づくりに努め、誰もが自分らしいキャリアを描ける会社であり続けたいと思います。

【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190